

茂仁香会会則

茂仁香会会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、札幌聖心女子学院同窓会茂仁香会と称する。

第2条（所在地）

本会は、事務所を札幌市中央区宮の森2条16丁目10番地1、札幌聖心女子学院内に置く。

第3条（支部）

本会は、原則として2名以上の会員の申請により、役員会の議決を経て必要の地に支部を設置することができる。

第4条（目的）

本会は、カトリック精神に基づき、会員相互の親睦と向上をはかり、母校の発展に寄与し、あわせて社会に貢献することを目的とする。

第5条（事業内容）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 名簿管理及びホームページの管理
2. 母校への協力及び行事に関する参加、さらに在校生の支援
3. 社会福祉活動
4. 講演会及び研究会等の文化活動

5. 故吉川初代院長様の追悼
6. その他の目的を達するために必要な活動

第2章 会 員

第6条（資 格）

1. 正会員 札幌聖心女子学院高等学校卒業者
 - ② 2022年度及び2023年度札幌聖心女子学院中学校卒業者
2. 準会員 札幌聖心女子学院を都合により退学し、本人が入会を希望した者
3. 名誉会員 本部役員会の議決をもって推薦され、これを承諾した者
4. 特別会員 札幌聖心女子学院現教職員
5. 物故会員 死亡年月日を明記する

第7条（会 費）

1. 会員は、入会と同時に茂仁香会入会金を納めなければならない。但し、名誉会員及び特別会員に推薦された者は、会費を納めることを要しない。
2. その他必要に応じ年会費を臨時で徴収することがある。
3. 会員の既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第8条（除 名）

会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為のあった時、役員会の議決により除名することができる。

第3章 役 員

第9条（役員）

本会は、次の役員を置き、役員会を構成する。

名誉会長 札幌聖心女子学院現校長

相談役 前会長

顧問 元会長

会計監査 前会計1名 前会長1名

会長 1名

副会長兼会計、書記、会計 各最低1名

第10条（役員を選出法）

1. 会長・副会長・書記・会計は、正会員のうちから推薦した候補者につき、役員会に於いて選任し、総会に於いて承認するものとする。
2. 学年幹事は、各回生毎に原則2名を選出する。

第11条（任期）

1. 会長・副会長・書記・会計・会計監査の任期は2年、学年幹事の任期は原則2年とする。
2. 役員及び幹事の任期終了後、継続は妨げない。再選は可能である。
3. 補欠及び増員により選出された役員及び幹事の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員及び幹事は、その任期満了でも次の役員、幹事が就任するまでは、尚その職務を行う。

第4章 会議

第12条（総会及び幹事会）

1. 通常総会は、毎年1回会長が招集する。
2. 臨時総会は、役員が必要と認めた時及び会員の請求があった時、いつでも開催することができる。
3. 幹事会は、必要に応じてこれを開催する。
4. 総会及び幹事会の議長は、副会長とする。

第13条（総会の開催）

総会の開催は、少なくとも10日以上前に、その会議の討議すべき事項、日時及び場所を記載した書面によって、通知する。

第14条（総会の議決）

1. 総会は、本会の最高議決権を有する。
2. 総会議案は、総会開催期間中に会員から異議が無ければ承認とし決する。

第15条（議事事項の通知）

総会の議事要項及び承認又は、議決した事項は会員に通知する。

第16条（議事録の作成及び保存）

すべての会議には議事録を残し、これを保存する。

第5章 会 計（年度）

第17条（会計年度）

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

2. 会計報告は、年に一回監査を経て総会開催時に会員に向けて行われる。

第6章 慶弔に関する諸事項

第18条

1. 会員や学校職員など関係者が死亡した場合、役員会で検討する。
2. 役員会で必要と認めた場合慶弔意を示す。

第7章 会則の変更

第19条（会則の変更）

本会則は、役員会及び総会に於いて、承認を得なければ変更することはできない。

第8章 SNS及びWebサイト運用方針

第20条（運用方針）

1. 本会公式SNSは本会が必要と認める情報を発信することを目的とし、原則として返信は行わない。
2. 本会Webサイトは本会が必要と認める情報の発信、会員による住所変更・問い合わせを受け付け、必要に応じ返信、対応を行う。

第21条（免責事項）

1. 本会公式SNS、Webサイト情報に関して生じた利用者間のトラブルに関して、本会は一切の責任を負わない。

2. 本会公式SNSの投稿へのコメントに対し、不適切と判断した場合は、コメント投稿者に断りなく、削除、非表示、また、アカウントのブロックを行うことがある。

第22条（転載等について）

1. 本会公式SNS、Webサイトの内容・画像について、商用・私用を問わず、正規の方法を除き本会に無断で転載等を行うことは禁ずる。

第9章 細 則

第23条 本会則施行についての細則は、役員会及び総会の議決を経て別に定める。

附 則

本会則は、昭和54年に効力を発する。

昭和59年4月1日に改正する。

平成23年4月に改正する。

平成25年4月に改正する。

平成28年4月に改正する。

平成29年4月に改正する。

平成31年4月に改正する。

令和4年4月に改正する。

令和5年1月に改正する。

令和6年4月1日改正する。